

答申書

「情報通信技術を活用した防犯防火
区民緊急通報体制の確立について」

平成 22 年 6 月 28 日

練馬区安全・安心協議会

目次

1	はじめに	1
2	区の現状等	1
3	情報通信技術の現況と課題	2
	（1） 情報通信技術の現状	
	（2） 検討したシステム等の概要と課題	
	（3） 区が今後展開する具体的手法の提示	
4	今後の区の施策と方向性について	3
	（1） 防犯・防火の力の向上	
	（2） 情報通信技術と施策の方向性	
5	まとめ	5
	用語解説	6
	諮問事項の検討経緯	7

「情報通信技術を活用した防犯防火区民緊急通報体制の確立について」

1 はじめに

練馬区安全・安心協議会は、平成 19 年 9 月 28 日、練馬区長から「情報通信技術を活用した防犯防火区民緊急通報体制の確立について」諮問を受けた。諮問の内容は、区民が安全に安心して暮らせるため、これからの安全・安心施策のあり方と、あらたな情報通信技術を活用した推進策である。

安全で安心して暮らせるまちに住み続けていくことは、区民の究極の願いであり、安全を確保していくためには、自助、共助、公助の相互の密接なつながりが重要である。

本協議会は、これまでも平成 19 年 3 月の答申「防犯防火にかかる地域連携体制の構築にあたっての区の役割について」において、地域の防犯・防火の力は地域団体の連携によって強まるとし、連携した組織の構築に区が積極的に関与するべきとの提言を行った。

提言内容は区の計画に反映され、現在、防犯防火区民連携組織の構築に尽力いただいているところである。

このような認識の中、単に情報通信技術を導入するだけではなく、自助、共助の進捗に貢献することに軸足を置いた施策展開の基本的な方向性を示すこととし、当初の予定を 1 年延長し、3 年間で 6 回の会議を開催し、情報通信技術を活用した区民からの緊急通報体制を確立する具体的手法について、安全・安心パトロールカーの有効活用、区民ニーズ、警察署、消防署といった関係機関との連携などを考慮しながら、様々な施策を検討してきた。

3 年の間に、情報通信技術の進歩、なかんずく携帯電話の飛躍的な能力向上、さらに、練馬区をめぐる社会経済情勢についても考慮してきた。

このたび、検討結果をまとめ、次のとおり答申を行う。

2 区の現状等

過去 10 年の区内での犯罪発生件数は、平成 15 年をピークとし、近年は減少傾向にある。

この間、区では、危機管理室と安全・安心担当課を発足させ、防犯・防火対策の専管組織を充実するとともに、各種啓発事業の実施、地域団体への支援など、地域の防犯・防火の力を高める施策を実施してきた。また、安全・安心パトロールカーによる巡回、ねりま安全・安心メールの配信など、区が担うべき公助の分野についても尽力してきた。

さらに、警察署、消防署など関係機関と連携し、区民への防犯・防火意識の啓発を進めるとともに、関係団体、区民との協働で安全・安心協議会を開催し、「練馬区民

の安全と安心を推進する条例（平成 16 年 12 月 13 日施行）」の制定をはじめ、練馬区の防犯、防火の力の向上について提言を行ってきたところである。

区民の意識意向調査の結果をみると、「区の施策および評価について」の項目で、練馬区が住みよいと肯定的に回答した割合は、平成 15 年度が 90.2%であったのに対して、平成 21 年度は 94.0%となり、区民が住みやすいと感じる割合は年々増加している。

さらに、施策への要望を見ると、平成 17 年度から 19 年度までは「防犯・防火・防災」が第一位であったのに対して、平成 20 年度は第二位、平成 21 年度は第三位となり、依然上位ではあるものの、防犯・防火対策への要望は下がっている。

また、情報通信技術の定着状況について、平成 22 年 4 月 27 日発表の最新の総務省の通信利用動向調査によると、インターネットの利用者数は 9,408 万人、人口普及率は 78.0%であった。特に 60 歳代以上の利用率の伸びが顕著であり、とりわけ 65 歳から 69 歳台では、58.0%となり、前年比 20.4ポイント増であった。

そして、携帯電話・PHS の世帯普及率は、96.3%であった。

3 情報通信技術の現況と課題

(1) 情報通信技術の現状

情報通信技術は、いわゆるインターネットの普及による通信技術の進歩に端を発し、コンピュータの演算能力の向上、技術革新による小型化、情報通信網の整備による情報の大容量化、無線化など革新的な進歩を遂げてきた。特にハードウェアの面では、携帯電話の機能向上が挙げられる。平成 19 年 4 月から携帯電話への GPS^{※1}機能の搭載が義務化された。当初は、警察、消防などへの緊急電話に対する位置確認のために利用されていたが、自己位置情報を利用した様々なサービスが始まり、民間では携帯電話の GPS 機能を使用した個人の見守りを商業ベースで行う会社も散見できるようになった。

(2) 検討したシステム等の概要と課題

平成 19 年度から 21 年度にかけて、様々なシステムを比較検討した。

比較内容は、別表にまとめるが、概ね次のような課題があげられた。

- ① 経費がかかる。特に社会基盤を整備する場合、初期投資だけでも 10 億円以上の経費が必要となる。また、既存の社会基盤を利用した場合でも、民間の基盤を利用した場合、1 億円以上の運用経費が負担となる。
- ② 関係機関、特に警察との役割分担が不明である。さらに警備業者が、法人向けのみならず、個人向けにも携帯電話を活用した緊急通報システムを提供し始めるなど、民間サービスとの重複があり、棲み分けが難しい。

- ③ 区が実施する事業として、根拠が不明である。緊急避難を指示するものの一つとするのか、法定外の区民サービスと位置づけるかにより、区の持つ責任の重さが異なってくるが、明確な区分が困難である。

(3) 区が今後展開する具体的手法の提示

課題に迅速に対応し、持続的に実現可能な手法として平成21年度に検討した「安全・安心マップシステム」を核とした、「区民緊急情報システム」を提示する。

詳細は別添するが、本システムには次のような利点がある。

- ① 基幹となるシステムは、既に区が運用しているGIS^{※2}マップであることから、追加の投資が少なく、かつ、早期に実現が可能であり、また、維持運用にも実績があること。
- ② 区が持つ情報だけでなく、警察、消防からも情報提供を受け、関係機関が連携した各署の情報を一元的に表示することが可能であること。さらには、区民からの情報も精査の上、表示していくことが可能であること。
- ③ 安全・安心マップシステムの活用にあたっては、携帯電話の持つGPS機能を利用することで、自分の周囲の安全情報を確認すること、パトロールする地域の安全情報を確認すること、安全・安心パトロールカーが巡回する際の巡回区域の安全情報を確認することが、それぞれ可能であり、自助、共助、公助への支援が実現すること。

4 今後の区の施策と方向性について

(1) 防犯・防火の力の向上

区が求めていくことは、地域の防犯・防火の力の向上である。

前章で検討した様々なシステムは、その情報収集手段と公開手段は異なるものの、区が取れる緊急時の対応については、保護者による対応、地域住民による見守りと安全・安心パトロールカーによる巡回に収斂されている。

地域の守り手は、自助としての自分自身とその家族、そして共助としての住民による自主パトロールであり、補完するものの一つとして、公助である区による安全・安心パトロールカーを使用したパトロールである。

今後とも、区が公助の面で求められているのは、自助、共助が円滑に推進できるような、啓発などの支援である。特に情報提供は、個人、地域団体だけでは収集が難しいことが多く、区が果たすべき役割は大きいものがある。

(2) 情報通信技術と施策の方向性

情報通信技術を利用した情報提供を進めていく上で、区に望む施策の方向性を述べていく。

① ハード面

まず、情報提供のハード面では、正確で、分かりやすく情報を得ることが重要である。新たな情報発信の仕組みが既存の情報提供手段と連携していくことで、区民は様々な方法での情報収集が可能となる。

そのため区は、今回提案した GIS マップを利用した安全・安心マップシステムのほか、ねりま安全・安心メール、区ホームページといった、すでに区が所有している情報資産を活用した、情報提供のネットワークを構築するような施策を進めていただきたい。

また、情報発信を円滑に進めるためには、情報の受け手、特に高齢者に対する啓発が重要な課題である。

統計においては、パソコンを利用したウェブサイトの閲覧は60歳代後半で過半数の利用があり、携帯電話の所有率も高い。

そのため区は、発信する情報についてパソコン、携帯電話のどちらでも閲覧可能とすること、また、メール機能と連携していくことなどにより、利用しやすい環境を整備するよう、施策を進めていただきたい。

② ソフト面

次に、情報提供のソフト面では、区のネットワーク、関係機関とのネットワークで得られる情報を活用することで、正確な情報を提供していくことが重要である。

そのため区は、自らが持つ情報を活用するとともに、警察署、消防署などから速やかに情報提供が得られるよう、連携を一層強化していただきたい。

さらに区が提供した情報については、様々な活用が期待できる。安全・安心パトロールカーによる巡回への活用、地域住民による自主的パトロールへの活用などは、その代表的な利用方法であるが、その他、地域による安全マップ作成、児童の登下校時の保護者への注意喚起資料への利用など、提供した情報を加工して応用することも考えられる。しかし、受け手が情報の処理に長けているとはかぎらない。

そのため区は、きめ細かく利用方法を周知していくとともに、一定期間の情報保管、また、必要に応じた紙媒体での提供などにより、発信した情報が効果的に活用されるよう、施策を進めていただきたい。

③ 今後の研究課題

一方、区民との間の双方向通信についてであるが、確かに区民から得られた情報を一般の防犯・防火に役立てることは、大変重要な課題であるが、情報の真偽を含めた確認手段が必要となる。また、緊急事態、個別具体的な危険への対応は警察・消防の所管であり、双方向の緊急通報システムは既に110番および119番という形で実現している。

現状で、区レベルでの双方向の緊急通報システムを構築することには、費用の

面はもちろんのこと、通報を受けた場合の責任の所在、法律上の権限に基づく行政間の役割分担といった、さまざまな面での課題が多い。

そのため、情報の双方向性を利用した緊急情報システムについては、今後の情報通信技術の進歩、区を取り巻く社会環境などの変化を見ながらの研究課題としていただきたい。

5 まとめ

情報通信技術の進歩は目覚ましいものがある。

平成 22 年 5 月にも、総務省消防庁が、大規模災害時の双方向の情報発信手段として、140 字以内の短文を投稿するミニブログ「ツイッター^{※3}」を活用した「災害情報タイムライン」の運用を始めるなど、新しい手段が次々に生まれてきている。

今回は、区の持つ資産で早期に実現可能な施策を核とした、具体的手法を提示するとともに、情報の双方向性について一定の整理を行うことで答申とする。

引き続き区においては、常に通信技術の進歩に注意しながら、区の役割を踏まえ、新しい視点での効率的で質の高い事業展開を検討し続けていただきたい。

用語解説

※1 GPS

【Global Positioning System】（全地球測位システム）の略。

人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを測定するシステム。米軍の軍事技術の一つで、地球周回軌道に配置された人工衛星が発信する電波を利用し、受信機の緯度・経度・高度などを測位することができる。

情報技術の進展により、コンピュータなどの機材が安価に供給されるようになったことなどから、カーナビゲーションシステムでの利用が進んだ。また総務省が平成19年から、原則として携帯電話へのGPS機能搭載を義務付けたことなどから、携帯電話に広く組み込まれるようになった。現在は、位置情報を利用した様々なサービスが提供されるようになっている。

※2 GIS

【Geographical Information System】（地理情報システム）の略

デジタル地図のデータと、統計データや個々の地点の属性情報などの位置に関連したデータとを連携させ、統合的に表示していく情報システム。

練馬区では現在、ホームページ上にGISマップを公開し、誰でも閲覧利用できる「地図情報ねりまっぴ」として運用している。

※3 ツイッター（Twitter）

2006年7月にObvious社（現Twitter社）が開始したミニブログサービス。

登録したユーザーは、ゆるいつながりを求め「ツイート（「つぶやき」）」と呼称される140字までの短文を投稿すると、他のユーザーが読む、または返事をつぶやくことでコミュニケーションが発生するサービスである。

運営会社によると、日本で約430万人が登録しており、青森県庁や長野県小諸市などが公式にツイッターへ登録するなど、情報発信手段として行政による利用も模索されている。

諮問事項の検討経緯

回	開催日	主な内容
平成 19 年度 第 1 回	平成 19 年 9 月 28 日	○区長からの諮問事項の付託 ○安全安心まちづくり施策の紹介
平成 19 年度 第 2 回	平成 20 年 3 月 27 日	○「防犯防火区民緊急通報システム」の検討 ○練馬区民の安全と安心を推進する条例の一部改正について ○「(仮称)安全安心パトロールカー有効活用策検討部会」の設置について
平成 20 年度 第 1 回	平成 20 年 9 月 16 日	○振り込め詐欺撲滅推進協議会の設置について ○東京都地域防犯モデル事業について ○安全・安心パトロールカー有効活用策検討部会における検討内容について
平成 20 年度 第 2 回	平成 21 年 3 月 23 日	○「練馬区安全安心協議会」における諮問事項の取り扱いについて
平成 21 年度 第 1 回	平成 21 年 9 月 17 日	○ねりまキッズ安心メール事業の試行について ○安全安心まちづくり施策の紹介
平成 21 年度 第 2 回	平成 22 年 3 月 26 日	○答申案骨子の検討および今後の進め方について

平成 21 年度第 2 回安全・安心協議会での決定を受け、練馬区安全・安心協議会公募委員のみによる「公募委員連絡会」を平成 22 年 5 月 27 日に開催し、諮問事項答申案の検討を行った。

その後、答申案を全委員に周知し、意見を求めた上で、答申を調製した。